

有明工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する申合せ

平成27年3月12日 制定

この申合せは、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第121号）第6条第3項に規定するコンプライアンス推進副責任者及び第20条に規定する相談窓口について定める。

（コンプライアンス推進副責任者）

コンプライアンス推進副責任者は、コース、一般科目、技術部及び事務部の長をもって充てる。

（相談窓口）

研究遂行に係る事務手続きに関する相談を受け付けるための窓口は、連携推進係とし、研究費等使用ルールに関する相談を受け付けるための窓口は、財務係とする。

附 則

この申合せは、平成27年3月12日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この申合せは、平成30年6月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総務課専門員（研究・産学連携担当）にかかる規定は平成29年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和元年11月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和5年10月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。